

消費者物価指数における価格代入について

背景

- 調査品目の一部には、調査市町村内に指定された銘柄を取り扱う販売店がない/あっても継続的に価格を得ることが困難な場合がある

小売物価統計調査での実査

- 市町村ごとに調査員が調査する品目数を定めている

小売物価統計調査における調査品目

		都市階級				
		県庁市	中都市以上	小都市A	小都市B	町村
(調査区分) 品目		○	×	×	×	×
		○	○	○	×	×
		○	○	○	○	×
	無印	○	○	○	○	○

○：調査している ×：調査していない

県庁所在都市を除く

消費者物価指数での対応 価格代入

- 県庁所在市以外の市町村において、一部の調査しない品目について、当該市町村の価格情報がない
近隣の市町村の価格をあてはめる（＝**価格代入**：従前からの処理）

消費者物価指数での価格情報

		都市階級				
		県庁市	中都市以上	小都市A	小都市B	町村
(調査区分) 品目		当該市	代入	代入	代入	代入
		当該市	当該市	当該市	代入	代入
		当該市	当該市	当該市	当該市	代入
	無印	当該市	当該市	当該市	当該市	当該町村

市町村のすべての品目の価格を他の市町村の価格をあてはめる「**価格代入**」（＝今回新たに検討）とは異なる。

<<調査区分>>

- 無印：全市町村調査品目
- ：市調査品目
- ：人口5万以上市調査品目
- ：都道府県庁所在市調査品目

<<都市階級区分(平成12年10月1日現在の人口)>>

- 大都市：政令指定都市（新潟市、静岡市及び浜松市を除く。）及び東京都区部
- 中都市：人口15万以上100万未満の市及び静岡市、新潟市、浜松市
- 小都市A：人口5万以上15万未満の市
- 小都市B：人口5万未満の市
- 町村

新層化基準に対応した調査地区数，調査品目数の調整に伴い，都市階級別調査品目数を改正

小売物価統計調査における調査品目（改正後）

		都市階級				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査品目区分）		○	×	×	×	×
		○	○	×	×	×
		○	○	○	×	×
	無印	○	○	○	○	○



価格代入を行う品目の範囲が拡大

なお，価格代入を行う品目の範囲の変更による断層が生じないように，改正の前後において価格水準の調整を行う。

消費者物価指数での価格情報（改正後）

		都市階級				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査品目区分）		当該市	代入	代入	代入	代入
		当該市	当該市	代入	代入	代入
		当該市	当該市	当該市	代入	代入
	無印	当該市	当該市	当該市	当該市	当該町村

都市階級別調査品目数の変更への対応（価格の代入）

継続市町村のうち都市階級に変更がない場合、小都市 A 及び小都市 B においては、調査されなくなる品目があるため、当該市で調査された価格を用いた指数算出ができなくなる。このため、同一都道府県内の近隣の市又は県庁所在都市の価格を代入する。

なお、価格代入する品目の範囲の変更による断層が生じないように、改正の前後において価格水準の調整を行う。

【想定される接続例】

21 年 1 月の代入先市町村の平均価格

= 20 年 12 月の代入先市町村の平均価格 × 21 年 1 月の代入元市町村の
平均価格前月比